

日本における都市空間形態と隠れた都市デザイナー¹⁾

1. 問題の所在およびこの論文の主題
2. 日本における都市デザインの史的展開
3. 新時代の隠れた都市デザイナー

石田 頼 房*

H. ドォネン・ヴォイセト**

要 約

この論文は、1991年9月に、ベルリンの日独センターで開かれたヨーロッパ日本学学会(EAJS)第6回研究大会の都市・環境分科会で、筆者らが発表した英文の論文を、日本語に書きあらため、加筆修正したものである。

この論文の主たる課題は、都市空間形態(Urban Built Form)の形成は、建築家・プランナーあるいは都市デザイナーなどと呼ばれる都市空間形態のデザインを仕事としている職能の者の働きによるというよりは、都市建築法制などの「隠れた都市デザイナー」とでも呼ぶべき作用によるところが大きいという共著者の一人(H.ドォネン・ヴォイセト)のコンセプトを日本に適用し検討しようということである。ここに発表するのは、このような研究課題に関する、1989年から1991年までの共同研究と討論の成果である。

論文では、第1章でまず、「都市デザイン」を都市構成デザイン、地区都市デザインおよび表層的都市デザインという三つの概念に区分するとともに、日本においては、①制度的にみて有効なマスタープランの仕組みを欠いているために、都市デザインが地区都市デザイン・表層的都市デザインに限定されがちであること、②土地問題が計画・デザインの実現の強い制約となっており、「隠れた都市デザイナー」とみなすことができることなどの点を示した。第2章では、このような視点から日本の都市デザインについて歴史的に概観し、超高地価・情報化社会の到来という新しい状況のもとにおける現代の都市デザインの状況までを検討した。

さらに、第3章では、ハイテクノロジー・情報化社会における都市デザイン、特にニュータウンや大規模跡地開発などのような特別な地区ではない一般市街地における都市デザインの今後のあり方を、栄久庵憲司の空間デザインの幕の内弁当論を検討しつつ、日本の一般的都市空間は、むしろ「やみ鍋」的ではないかという考えを導入して論じ、この日本の状況のもとで、都市計画システムを目に見える有効な都市デザインの手法とする見通しについて述べた。

*東京都立大学都市研究センター

**オスロ建築大学

1. 問題の所在およびこの論文の主題

1. 1 日本における都市デザインの現状

最近、「豊かさ」「心地よさ」あるいは「アメニティ」というキーワードが日本の都市計画においても重要性をおびてきた。いいかえれば、日本都市計画の価値基準が、いまや、日本の近代化から最近の高度成長期まで日本の都市計画で基本的として受け入れられてきた「効率性」「機能的」または「最低限の安全性」という概念を超えて発展しようとしているのである。さらに、新しいこれらの価値基準に基づく都市開発プロジェクトが、都市空間により大きな価値を生み出し、そのことによって、より大きな利潤をデベロッパーにもたらすとさえいわれている。しかし、日本のプランナーが、これらの新しいキーワードにふさわしい本当に質の高い都市空間形態²⁾、都市環境を実現できているかどうかには疑問がないわけではない。

現代日本における都市空間形態は甚だしく多様であり、むしろ「混沌」とでも表現すべき状態にある。確かに、ニュータウンや既存市街地の大規模再開発地区などには、優れた都市空間形態の事例があるし、横浜(内藤、1985; 国吉、1990)、札幌、高山(澤、1985)などのように、自治体による優れた都市デザインコントロールの事例があることも事実である。しかし、そのような都市でさえも、極めて狭小な敷地に乱立するいわゆる「ペンシルビル」や、斜線制限に完全に形態を規定された建築など、混沌とした都市空間形態の事例を見いだすことは容易である。

1. 2 都市デザインの三つのカテゴリー

都市空間形態を創り出す都市デザインは、都市構成デザイン、地区都市デザイン、表層的都市デザインの三つのカテゴリーに分類できるだろう。

都市構成デザインとは、都市マスタープラン(ドイツの Stadtentwicklungsplan フランスの Schema directeur など)の一部をなす幹線道路系統の計画や主要な土地利用構成の計画であり³⁾、

地区都市デザインとは小範囲の都市空間、せいぜい数街区規模の範囲のデザインをいい、表層的都市デザインは都市空間の仕上げ、すなわち、建築前面の形態、建築の外装、植栽、道路の舗装などのデザインである。

日本の都市計画制度には、従来マスタープランの制度が含まれていなかったことが、不適当な都市構成や、都市空間の質の「貧しさ」の原因になっている⁴⁾。日本で都市デザインといわれるものは、大規模ニュータウンや大規模跡地開発などにおける都市構成デザインを除けば、主として、地区都市デザインの中でも狭い、街区規模以下の都市デザイン(ポケットパークなど、街かどデザインといってもよい)と表層的都市デザインであるが、これら限定された空間の都市デザインも、もし都市構成デザインが確立していればもっと大きな成果をあげることができるだろう。

1. 3 隠れた都市デザイナー

都市空間形態を変えることは衣服を着替えるように簡単にはいかない。それは、都市計画・都市デザインを、土地問題・土地制度、計画法制、財政制度、市民の意識・生活スタイルなどの多くの基本的条件が規定し、制約しているからである。さらに、近代以前を含めた都市空間の整備状況、特に都市のインフラストラクチャーの状況は、いわば日本都市計画の歴史的遺産ともいべきものだが、これらが、その後形成された都市空間形態におよぼした影響ははかりしれない。

これらの要素は、意図したものではなかったにせよ、日本の都市計画史を通じて都市空間形態の形成に対して大きな制約として作用してきた。それはまさに「隠れた都市デザイナー(hidden urban designer)」(Dunin-Woyseth, 1985; 1986; 1987)と呼ぶにふさわしい。

明治以来、日本の都市計画家は、都市計画法制度および都市計画プランの内容において欧米都市計画制度を参考にし、都市空間形態では欧米都市の実態を手本とし、それを日本で実現しようとしてきた。しかし、日本と欧米諸国のあいだには都市計画の背景となる諸問題に大きな相違があった。

これらの背景とは、例えば、封建時代から受け継いだ都市空間形態や、高地価・敷地規模の零細性・土地所有権の絶対性を含む土地問題などである。1919年都市計画法（旧法）に始まる近代都市計画法制でさえ、このような土地問題の影響を克服するために制定されたというよりは、その制約のもとで制定され、改正されてきた。

このような結果、日本の都市計画システムは、極めて限定的な意味で目的的な制約を都市空間形態に与えてきた。現存する都市空間・都市環境の姿は、都市デザイナーによってではなく、これらの「隠れた都市デザイナー」によって決定されてきたと言っても過言ではないのである。

この論文では、このような認識にたつて、日本の都市デザイン、都市空間形態形成の歴史と現状を概観し、都市デザインの自由度が大幅に拡大したといわれる情報化社会における都市デザインのあり方を検討することを課題としている。

2. 日本都市デザインの史的展開⁵⁾

2. 1 日本の伝統と欧米都市モデル

(ア) 日本における都市デザインの伝統

西欧都市の都市空間形態にとって、何が一般的要素といえるかを見れば、全市街地をとりまく城壁、都心に立地する公共広場、マーケット広場あるいは商店街などであり、これらの要素が道路網とともに都市構成の枠組となっている。マーケット広場は、時の権力が権威を持って人びとと出会うフォーラムであり、都市社会全体の社会的文化的活動の場であった。

これに対して、日本の伝統的都市である城下町では、城だけが城壁で取り囲まれており、城壁の外側には、家臣の武家屋敷が、中心にある城を取り囲んでいる都市構造になっていた。都市のオープンスペースはフォーラムの目的でつくられてはいなかった。しかし、それでも、「広小路」「高札場」「橋詰」「境内」「両側町」などと呼ばれる特徴ある街かど空間が市民の集う場所として機能していた。「広小路」は、もともと火災を防ぐ機能を持

った広幅員道路であった。「高札場」は人びとの交通の要衝である「橋詰」などに設けられ、布達などの掲示場所であった。神社や寺院の敷地は塀で囲まれた「境内」という独特の空間をつくり、多くは都市の外縁部に配置されていた。同業種商人・職人が道路の両側に集まる「両側町」は、城下町の基本的空間構成単位であり、また、社会構成と人びとの生活様式を反映した一つの都市構造であった。ある意味で欧米のマーケット広場と対比されるのは、木戸で閉鎖することができる道路と町家の店先で構成される「町並み」「両側町」であろう。「町並み」はある意味では社会的公共的スペースだったのである（Tamai, 1990）⁶⁾。

日本の封建時代にもある種の都市デザインはあった。例えば、都市の立地の選択や決定には、中国伝来の風水説が適用されていたこと、江戸やその他の城下町では、主要道路の計画にあたって周辺の山あるいは天守閣のようなランドマークへのヴィスタが考慮されていたこと（桐敷、1971）などは都市構成デザインの例である。街区や敷地寸法を決めるのにシステマチックな町割り方法がとられていたこと、社寺の境内とそこに通ずる真っ直ぐな参道および門前町の部分に入念な構成がとられていたことなどは、地区都市デザインの例である。さらに、建物の前面の庇や格子によって道路空間と建築との接触面に統一景観が作り出されていたことは、表層的都市デザインの例といえよう。これら近代以前につくり出された優れた都市空間形態の例は、高山市の三之町、福島県の大内宿、奈良県の今井町などで、今でも見ることができる。さらにいえば、多くの都市、近代になってから2回の壊滅的被害を受け、常に様相を変化させている東京でさえ、道路の路線やパターン、街区の形、敷地の形態などに、近代以前の都市デザインの影響を見ることができる（陣内、1985）。

(イ) 欧米都市空間形態との遭遇

一般的にい方をすれば、日本の近代化は幕末から明治初年にかけての「欧米との遭遇」のなかで発想された。このことは都市デザインでも例外ではない。

では、当時の日本人は欧米の都市、特にその「都

市空間形態」をどう受け止めたのだろうか。このことは、1872年から翌1873年にかけて欧米を歴訪・調査し、その知見が日本近代化の契機をつくった岩倉具視使節団の記録（久米、1878）からある程度知ることが出来る。

代表団に強いインパクトを与えた当時の欧米都市の都市空間形態は、実際どのようなものだったろうか。当時の欧米都市のデザインは、ナポレオンの若い帝国や急速に発展するアメリカ合衆国など、いずれにしても強大な国家の壮大さを表現するという、政治的側面を持っていた。建築様式では古典への回帰が見られ、プロシア・英国・アメリカ・フランスなど各国の首都は新古典様式の建築デザインで彩られた（Risebero, 1985a: 166）。アメリカの首都ワシントンはベルサイユに範をとったと言われるが、ほとんどのアメリカの大都市は、基盤目状道路、急速で効率的な都市開発と大味な都市空間形態で特徴づけられる（Risebero, 1985b: 111）。ロンドンでは、1755年から1850年にかけて、計画は芸術的・技術的に大きな進歩がみられた。住宅地において印象的で魅力的な都市空間形態が作り出されたが、様式的には、英国の伝統を踏まえた後期バロック様式であった（Giedion, 1956: 692）。ジョン・ナッシュの有名なリージェント公園、リージェント街の計画は、公園や道路に面したテラスハウスの美しいファサードと長いヴィスタのような工業化に調和した新しいデザイン構成を導入した（Barnett, 1986: 22-24）。1860年代のパリは、有名なパリ大改造の時期であり、全体的な道路網・広場・公園・上水道・下水道などの改良が進められた。一方、建築デザインでは、リボリ街に見られるような、やや単調だが長いファサードによって、秩序だった壮大な印象が作り上げられた（Giedion, 1956: 739）。

いわば、岩倉使節団が訪れた時期、1870年代の欧米都市の都市空間形態は、西欧が歴史的に発展させてきた空間パラダイムの一つの頂点を示していたとさえいえる。すなわち、道路と広場は都市に社会的空間秩序をつくり出し、公共建築は都市の中心性を決定し、新古典様式の建築ファサードは長いヴィスタにより都市に優れた統一と秩序を

つくり出し、公園は都市を飾りアメニティをつくり出してきた。さらに新たに登場した総合的都市計画は、見えないインフラストラクチャーの技術的供給量と目に見える建築容量を調和させる役割を持ち、また土地所有権の法的問題を整理した。しかし、この結果生み出された見かけの良い都市の姿は、都市の上流階級に属する部分にだけ適用されたに過ぎず、その裏には水準の低い過密居住地が広がっていた（エンゲルス、1972: 122-125）。日本の使節団が主として目にし、賞賛したのは、都市のこの壮麗な部分に他ならなかった。したがって、一部に現実をさめた目で見ている部分はあるが、この旅行における欧米都市の印象が賞賛の言葉で記録に書きとめられているのは驚くにあたらない。

たとえば、岩倉使節団は、まさにオスマンのパリ大改造直後（ということは、オスマンの失脚直後ということだが）にパリを訪れたのであるが、使節団の記録のパリの記事では、ナポレオンのパリ大改造政策にふれるとともに、一つ一つの建物や街かどのデザイン、あるいは、市街の小路をガラス屋根で覆ったギャラリーなど地区都市デザインのヴォキャブラリーに注目する。しかし、それだけではなく、都市構成デザイン、例えばチュルリー宮内から、コンコルド広場のオベリスク、さらに凱旋門へと見通すヴィスタにも注目している（久米、1979: 47）。また、欧米諸国が新しいものを生み出しているだけではなく古いものも大切に、遺産の継承から進歩が生まれていることを観てとり、「凱旋門ノ壮大ハ、羅馬ノ古城門ニ脱化シ」と感想を述べている（久米、1979: 72）。

（ウ）ヨーロッパモデルの導入の初期の例

明治初年における日本の都市改造と都市デザインは、遺産の継承とそこからの「脱化」を考えるのではなく、「欧風化」すなわち「近代化」とする一般的風潮の例外ではなかった。この時期の都市計画の典型例としては、銀座煉瓦街建設（1872）および日比谷官庁集中計画（1876）をあげることができる。しかし、この二つの計画は欧米モデルの輸入という点では類似していたが、日本の現実の踏まえ方が少し違っていた。

銀座煉瓦街計画には二人のイギリス人技術者、すなわち、C. A. マクビーン（測量士、道路測量と計画）、T. J. ウォートルス（建築家、建物設計）がかかわっていた。ウォートルスの建築設計は、確かに道路幅員と建物高さに関係づけ、正面に列柱をならべた煉瓦建築で、日本人にはヨーロッパ風とみえる町並みを形成した。しかし、この街路計画を担当したと考えられるマクビーンは、江戸以来の東京の街区は優れていると評価しており、古い銀座の伝統的街路パターンを踏襲した。しかも、幅員27メートルの銀座通りに面する建物は、当初計画の3階建てから2階建てに変更になった。このような前提の齟齬の結果、できあがった街のデザインは建物と道路のヨーロッパ的統一デザインとはいえ、外国人の目からみれば、みずぼらしいものになってしまった。

二人のドイツ人建築家、H. エンデとW. ベックマンが設計した第2のプロジェクト、日比谷官庁集中計画は、広場・道路・建築・彫刻を含んだ、壮麗な、いわばオスマンの都市構成デザインであった。しかしそれは、この計画の日本側の推進者であった井上馨・三島通庸の「東京市街を視ること猶開拓地を視ることく」という思想、すなわち計画にあたって計画者は、当時の都市空間形態を含む東京の現実に拘泥する必要はないという考えにもとづいて、はじめて可能になったものであった（藤森、1982：221-259）。エンデとベックマンの計画は実施に移されなかったが、それはオスマンの都市設計を日本の都市構成デザインへ導入する努力の放棄であるとともに、この計画の背後にあった「一新」か「改正」かの論争における「一新」の敗北であり、「連続的部分的改良」という日本都市計画の性格の確立でもあった。

一方、この時期に東京の実際の都市空間形態に大きな影響を与えたのは、「防火路線並ニ屋上制限規則（1881）」である（藤森、1982：45-75）。この規則は、強力な「隠れたデザイナー」の役割を演じた。しかも、この規則の考え方は、江戸時代以来の「広小路塗籠造り」の実現に他ならなかったから、主要道路・運河沿いにできあがった土蔵造りの町なみは、むしろ江戸的デザインであった

（玉井、1986：143-155）。

2. 2 市区改正計画の理想と現実

東京市区改正（1888-1918）は、その目標都市像にロンドンやパリをおいていた。しかし、この時期は軍備拡張や産業振興を政策の中心におく「富国強兵」期であり、美観や壮麗さを問題とするような都市計画はぜいたくなものとみなされ、政策論議や財政の配分を通じて、目標・課題を工業の配置・陸上交通の整備など殖産興業と関わりのあるものに限定されがちであった。

東京市区改正事業実施のための法規である「東京市区改正土地建物処分規則」には、G. E. オースマンのパリ大改造のとき、町並みを改変する有力な武器となった1852年「パリの街路に関するデクレ」の超過収用規定を参考にした条項があった。しかし、日本の内務省は、沿道の土地を拡幅される道路にふさわしい建築物の敷地に改良するために、この条項を使おうとは考えなかった（鈴木・石田、1987）。

結局、東京市区改正事業の実績は、初期の水道事業と、後半の路面電車を敷設する路線だけの道路拡幅事業に限定され、ほかの都市では実施された最低限の建築規制さえ、東京では施行されなかった（田中、1991：169-207）。したがって、三菱社の丸の内地区などわずかな例外を除けば、拡幅された道路の沿道に、みずぼらしい木造建築などが雑多に建ちならぶという町並みを現出し、建築家達を嘆かせる有り様であった（田辺、1909）。

2. 3 旧法体制と都市空間形態

1919年都市計画法（旧法）と市街地建築物法は、「都市拡張」に備え、全国都市に適用するために制定された。旧法の体制、導入された制度・技術は「隠れた都市デザイナー」として機能したが、しかし、その能力は不十分なものであった。次にそのいくつかの例を見よう。

（ア）建築敷地造成区画整理の失敗

建築敷地造成区画整理は、オースマンのパリ大改造など、欧米の既成市街地改造で多用された超過収用制度の日本への導入と見ることができる。

「建築敷地造成」という名称は、文字どおり、あらかじめ沿道土地を超過収用し、整備・拡幅される道路にふさわしい建築の敷地として造成するという意味である。しかし、旧法の立法関係者であり建築敷地造成区画整理の生みの親といえる後藤新平・池田宏などが中心となった都市研究会が、東京駅の新しい八重洲乗降口の前に壮麗な道路と建築街区を実現しようとして提案した「榎町線」計画(1921)は、当の後藤・池田が東京市長・助役となって、反対せざるを得ない立場となり失敗した(鈴木、1988b; 1993)。超過収用制度を積極的に使おうという意図は、この旧法の最初の段階の躓きで駄目になり、日本の都市計画家は都市構成デザインの有力な手法を手にいれそなっていたのである。この手法の実施例は、結局全国で3例だけで、しかも、中高層化のために最低限高度地区を指定した新宿西口駅前広場整備事業(1934)を除けば、制度の本来の目的の一つである沿道土地を建築敷地として整備するという、都市景観を意識した使われ方はなかった(鈴木、1988a)。

(イ) 区画整理と良好な都市空間形態

区画整理は、もともと郊外地で市街地としての基盤を整備し都市拡張に備えるため導入された技術だが、関東大震災を契機に既成市街地にも適用されるようになり、今日まで都市開発・再開発の最も主要な手法となってきた。しかし、都市空間形態の形成にとって三つの点で問題があった。

まず第一に、土地区画整理は、耕地の区画整理に基礎をおいていたためと、土地評価を均等かつ容易にするため、硬直的で単調な格子状街路パターンをとることが多かったことである。

第二に、日本の区画整理制度には、ドイツやフランスの区画整理が持っているような、細分化されている土地を統合するという考えが全く欠けているか、極めて弱かった。日本の区画整理は、その基本的概念である「換地」と「減歩」をつうじて、都市空間形態を改善する上での最も大きな支障である敷地の零細さという現状を再生産し、あるいはむしろ悪化させているのである。

第三に、区画整理設計そのものは、想定された将来の建築形態に基づいているのに、将来の建築

形態を有効にコントロールできる建築法規がないことである。都市計画法と同時に制定された市街地建築物法は、都市計画的な観点から建築形態をコントロールする法律としては、きわめて不十分であった。すなわち、①用途地域制とリンクした高さ・建ぺい率の制限は建築形態を規定する上で無力に近い緩やかさであった。②本来、建築と道路用地の関係を規定することによって都市デザインの重要な道具となるはずの「建築線」の機能は矮小化され、「公費を投ぜず」道路を生み出す簡易区画整理手法としてのみ使われることが多かった。(石田・池田、1984: 115-175)。このため、街区・敷地の整備と、その敷地に建つ建築物の形態に大きな「ズレ」が生じた。ドイツでは、区画整理を行なう前に、道路パターン・街区および敷地形態ばかりではなく、建築形式・詳細な建築形態を含む統一的な都市空間形態を地区詳細計画で決めなければならないのだが、日本の土地区画整理には、本来必要な地区詳細計画が欠けているのである(Ishida, 1982)。このことは、戦前にも既に指摘されていた(水無月、1937)。

2. 4 都市開発と実現した都市空間形態

(ア) 少ない大規模公的開発、特に公共住宅建設

諸外国では、公共住宅団地などの大規模公的開発が都市空間形態の形成に大きな役割を果たしたし、都市計画および都市デザインの技術修練の場でもあった。戦前の日本では、関東大震災後に東京・横浜で住宅建設にあたった財団法人同潤会などのわずかの例外を除き、公共住宅地建設はほとんどなかった。

同潤会は内務省の外郭団体としてつくられた日本最初の公的住宅供給主体であったが、コンクリート共同住宅団地を含む多くの住宅団地を建設し、その活動は都市・建築デザイン的にも高く評価されている(ブルディエ、1992)。さらに、同潤会は欧米の住宅地計画の図集である『外国における敷地割類例集』(同潤会、1936)を発行し、この面でも日本の都市デザインの発展に寄与している。また実際、同潤会の住宅団地計画には、レッチワース田園都市やハムステッド田園郊外におけるアン

ウインのデザインの影響がみられるという指摘もある（佐藤、1989：63-83）。同潤会があげた都市デザイン面での成果は、第二次世界大戦後になって公共住宅建設計画に影響を与えた。

(イ) 戦前の例外的「都市空間形態」はなぜ出来たか

前述のように、日本の都市デザインをとりまく条件は複雑だったが、しかし、第二次世界大戦前においても、いくつかのきわだった都市空間形態の形成がみられる。それらはどのようにして実現したのだろうか。

それらは、事業の責任者の優れた能力やリーダーシップ、事業地区の土地所有に関する特別に有利な条件、あるいは、天皇の権威に関わる事由など、特別な条件のもとで実現している。以下、いくつかの例を上げておこう。

大阪の梅田と難波を結ぶメイン・ストリートの御堂筋線は、全長4km、幅員44mの、戦前に実現した日本唯一のブルバール計画ともいべき事業であるが、1920年大阪市区改正設計で計画決定され、1925年着工、1937年に完成している。1934年に沿道に美観地区が指定され、1939年には周辺の船場地区で壁面線を指定し建築の高層化をはかっている。この計画の実現は、1914年から1935年まで助役・市長として大阪市政を担当した関一の都市計画に関する広い見識と指導力によるところが大きい（芝村、1989）。

東京の明治神宮は、その境内の森林が全く樹木のない練兵場跡地に周到な造園計画で作り出されたことで日本の緑地空間デザイン史上に有名だが、その周辺にも、独特の都市空間を構成している広幅員道路「表参道」があり、また風致地区・美観地区などの都市空間の質を問題にする地域制が指定されていた。さらに明治神宮外苑も都市空間として注目されるが、特に絵画館周辺は、まっすぐな広い並木道のヴィスタの正面に絵画館という記念碑的建築物、その前に広場があるという、ヨーロッパ風に美しくまとまったデザインの空間である（越沢、1991：52-68）。実は、ここは明治天皇の大葬が挙行された場所で、ほぼ絵画館の位置に神社風の葬場殿があったのであり、軸線道路は

その参道として建設された。その後、「聖徳記念絵画館及び葬場殿趾記念建造物競技設計」が行なわれ、当選した小林正紹設計の絵画館が葬場殿に代わって建ち、並木道は折下吉延によって4列植樹に修景された。したがって、確かにヨーロッパ的デザインになったが、これは同時に日本の「社寺と参道」という伝統的空間デザインの再現でもある。このように明治神宮周辺は、まさに「天皇の権威」の下で可能になった例外的な都市空間形態といべきだが、同様な「天皇の権威」を背景にした都市デザインは他にも多く見られる。

東京駅に近い丸の内地区は、1887年に三菱社に一括払い下げられ、近代的都心地区として開発された。この地区の「行幸道路」と呼ばれた広幅員道路は、皇居から東京駅への道路として、沿道に統一性のある建物が並び、ルネッサンス様式の赤煉瓦の東京駅（正面中央に皇室専用口がある）をアイストップにし、よくデザインされた都市空間形態を形成していた。これを、同様な意図で計画された東京駅八重洲口側の「榎町線」計画の失敗（本論文2. 3（ア）参照）と比べると、その実現には、三菱社が単一の土地所有者であったことと、ここでも「天皇の権威」がはずかって力があったといえよう。

(ウ) 構成的都市デザインのチャンス

日本の都市計画制度は都市空間全体の構成的デザインあるいはランドデザインを進める十分な仕組みを持っていなかった。しかし、①災害によって全面的な被害を受けた都市、②新都市あるいは大規模新市街地では、そのチャンスがあった。また、③植民地、占領地の都市では権力を背景に、全市的構成デザインが試みられた。

具体的例をあげれば、災害に関しては、1923年の関東大震災の場合の東京・横浜、原爆の被害を受けた広島・長崎を含む第二次大戦の戦災都市、市街地大火を経験した戦前の静岡・戦後の鳥取・最近の酒田などがあげられる。新都市・大規模新市街地としては、戦前の軍都都市計画、軍需工業を中心とした「新興工業都市」、戦後の重化学コンビナート都市、大規模ニュータウンなどがある。植民地都市の計画例としては、「国都」新京計画など

「満州国」の諸都市（越沢、1988）、中国の大同都邑計画などがある。

これらの計画がどこまで都市の空間構成をデザインできたかは、その都市の土地所有の状況、適用する都市計画技術や計画権力のあり方と大いに関わってくる。例えば、これらの計画の多くは土地地区画整理事業を前提として考えられているため、前述のような（本論文2. 3（イ））、土地地区画整理事業の都市デザインにおける限界がついて回っており、戦災復興都市計画が、画一的デザインで都市の地方性を失わせたといわれるのも、そこに原因がある。ある程度、構成的都市デザインを実現しているのは、何らかの方法で土地問題を解決できている場合である。例えば、「満州国」のように市街地予定地の土地を全面的に買収し、強力な支配権力を背景に計画を推進した場合、東京の多摩、大阪の千里などのニュータウンのように、1963年の新住宅市街地開発法により土地の強制収用が可能になった場合などである。

2. 5 情報化社会、高地価のもとにおける都市デザイン

（ア）地価高騰と最近の都市計画制度

1960年代以降の都市計画制度改革の過程でも都市空間形態の形成に係るいくつかの重要なポイントがあった。例えば、①1963年の容積地区制度の導入にとともに、硬直的な絶対高さ制限が撤廃され、超高層建築を可能にし、都市空間形態に新しい要素を付け加えた。②1961年の特定街区制度、1970年の総合設計制度などの、アメリカのインセンティブ・ゾーニングに類似するといわれる制度⁷⁾の導入は、建築群の総合的デザインを促し、その結果、良好な都市空間形態をつくり、植栽と彫刻のための公開空地という小空間を公共に提供する機会をうみだした。③1969年の都市再開発法は、地方自治体と大企業に相当広い区域を新しい都市空間形態に再開発する可能性を与えた。④ドイツのB-プランに倣って1980年に導入された地区計画制度は、地方自治体に地区に関し詳細なデザインを行なう可能性を与えた。

しかし、現代の日本の都市で、「隠れた都市デザ

イナー」として都市空間形態を決定しているのは、実は、その驚くべき高地価ではないだろうか。1970年代と1980年代の2回の激しい高騰により、地価は驚くべき高水準に達し、その下では、いかなる優れた制度も「土地利用の高度化」の道具となってしまう、都市デザインの自由度は次第に失われる。上述の1960年以後の都市計画制度の改革も、一面では進歩といえるが、反面、高地価に対応する際限のない土地利用高度化の過程だともいえる。このことは、「画期的」といわれる1992年の都市計画法および建築基準法の改正についても、同じことがいえるだろう。

（イ）都市デザインと都市空間形態の行方

最近の日本の都市・建築デザインに関して注目すべき潮流が二つある。すなわち、伝統主義とポストモダンである。

伝統主義は封建時代の都市の空間秩序の残存を現代都市の中に「読み」、新しい都市開発の参考にするものから、伝統様式を建築デザインに生かすものまでにわたる広い意味で、日本のデザイン遺産に重きをおく傾向である。現在の東京の都市空間形態にさえ封建都市の痕跡を読む努力が行なわれており（陣内、1985：17-96；1988：37-82）、この残存するパターンを「隠れた秩序」と呼び、現在あるいは将来における都市デザインの有力な参考あるいはガイドラインと考える建築家も少なくない（Ashihara, 1989：133-134；Nishi & Hozumi, 1985：87）。

一方、アーバンスモールビルなどと建築ジャーナリズムにもてはやされている若い建築家の作品は、日本の都市デザインにおけるポストモダンの傾向の象徴である。これらの個別の小さな敷地に建築されるデザイン過剰の建築は、それらを取りまく平均的な都市景観の中に不協和音をつくり出している。

伝統的建造物群保存地区などの制度で保全されている歴史的で統一的な町並み、例えば、高山市の三之町、福島県の大内宿などは、デザインに関する規制や不文律のみによって形成されたのではなく、むしろ建築材料に関する地域的限定、地域に固有の建築職人に依存する建築技術の地域的性

格、そのほかの「風土」に根ざした諸要素による
ところが大きい。

しかし、今日の情報化社会では、建築には物的・
経済的に何等の制約も存在しないといってよい。
また、良好な都市空間形態を形成するための合意
は、文書化されたものも文書化されないものも存
在しないのが一般的である。それどころか、建築
および都市デザインに関するあふれんばかりの情
報が、国内的にまた国際的に、あらゆるメディア
を使って毎日供給されている。

我われは、栄久庵憲司がいうところの「どのよ
うな形態でもつくり出せる、したがって将来は、形
のタイプが増大し、魅惑的で刺激的な要素に満ち
満ちた新しい風景を創造できるようになる」段階
にきているのである (Ekuan, 1990)。

さてそこで、現代都市デザインはいずこを目指
すべきなのか？ 形態をデザインするのにより多く
の自由度を獲得するのか、逆の方向を目指すのか？
この点を第3章で論じて結論としよう。

3. 新時代の隠れた都市デザイナー

3. 1 幕の内弁当か、やみ鍋か：日本の都市デ ザインの状況

栄久庵憲司は、スカンディナビア・デザイン会
議の報告の中で、デザインシステムとしての「幕
の内弁当」の優秀性を指摘し、どのような形態の
創造も可能であると同時に多様な形態の単なる混
合に陥る可能性もある情報化時代においては、幕
の内弁当の美学的原則が、空間形成の基本的発想
になるべきだと主張している (Ekuan, 1990)。

しかし、都市計画あるいは都市空間の形成と幕
の内弁当の製造工程には、本質的違いがあること
を栄久庵は見落としている。幕の内弁当の弁当箱
は、よくデザインされた四つ程度の仕切を持ち、弁
当工場の作業員は、良く考えられた厳しいマニ
ュアルにしたがって、部品としての食品を、その仕
切りに詰めてゆくのである。この「枠組み」と「マ
ニュアル」の存在が、幕の内弁当方式の核心なの
である。もし、弁当工場の作業員が、好き勝手に

食品を詰めていったら、栄久庵が高く評価した幕
の内弁当のデザインの統一性は保つことができな
いであろう。いわば、幕の内弁当は、その見た目
の多様性に関わらず、弁当デザイナーが予定した
詳細なデザインどおりにしか出来上がらないので
ある。ところが都市空間は極めて多数の不整形な
仕切り、すなわち敷地を持っている。しかもそれ
らは一つ一つ異なった所有者が持っており、彼ら
はその仕切り (敷地) に、いかなる建築をどのよ
うな方法でつくるかという、別々の権利と意志を
持っている。これは幕の内弁当と全く違う点であ
る。

計画手法の譬えとして幕の内弁当方式をあげる
ならば、ドイツの地区詳細計画 (Bebauungsplan)
やスウェーデンの地区計画 (Stadsplan) の様な手法
を思い浮かべればよいだろう。これらの計画手法
は地区の街区・道路等の枠組みの計画と、個々の
建物設計を地区空間の統一された部分とするため
の詳細な規制とから成り立っている。ストックホ
ルムの例では、敷地分割は市計画当局のみが行な
える制度になっており、幕の内弁当の仕切りのよ
うに、良く計画された都市空間形態の枠組みをつ
くり出すことが可能である。ドイツの地区詳細計
画の建築規制は、極めて詳細でありマニュアルに
近い作用をする。しかし、それでも幕の内弁当の
統一性に匹敵するようまで個々の敷地所有者の
建築行為を規制することはできない⁹⁾。

まして日本の場合、狭隘な道路、錯雑とした街
区、零細・不整形な敷地、弱い都市計画・建築規
制という状況のもとで行なわれる都市空間形成は、
幕の内弁当のシステムティックな製造工程とは全
く違うものである。日本の市街地形成に大きな役
割をはたしている土地区画整理は、街区・敷地を
適切な大きさと形にする技術であり、いわば都市
空間の弁当箱をつくっているに過ぎないので、そ
こで土地所有者が自由勝手に土地利用をすれば、
優れた都市空間形態の形成は期待できない。

日本のような弱い都市計画・建築規制制度のも
との都市空間形態形成は、料理に譬えるなら幕の
内弁当というより、「やみ鍋」であろう。もしやみ
鍋パーティの参加者が、一応食べられる鍋料理に

しようとするれば、彼らの間でどういう種類の料理をつくろうとしているのかに関しておおまかな合意がなければならない。また、お互いの協調の精神が良い結果の保障であり、食べられないような材料や過剰な調味料・香辛料を放り込むような行為は、あらかじめ排除しておかなければならないという合意も重要である。

最近の若い建築家のつくるデザイン過剰で派手な色彩のポストモダン建築は、都市空間という鍋に、食べられない材料を放り込んでいるようなものである。また、高地価のもととはいえ、許容されている過大な容積率いっぱいの場合によってはそれ以上の高度利用の建築計画を求める開発業者や土地所有者の行為も、結果として都市環境という鍋に、過剰な調味料・香辛料が投入されることになることを知らなければならない。

3. 2 市民社会における「見える都市デザイナー」としての新しい計画制度

(ア) 優れた都市空間形態とコンセンサス

現在の日本では、都市空間計画上、二つの重大な問題がある。第一に、優れた都市空間形態とはいかなるものかという社会的コンセンサスが失われてしまっていることであり、第二には、都市生活環境の広い範囲で、良好な空間形態を形成することを、ほとんど困難にするような現実的制約が存在していることである。このような状況のもとで、都市計画制度はどのような位置づけになるだろうか？ 都市計画制度は、本来、計画・デザイン目標に関する社会的コンセンサスの存在を前提に、それを達成するための手法である。

日本の都市計画史をこの観点で振り返ってみるならば、各時期の都市計画やデザインの目的は、その時どきの国の一般的政策に大きく影響されているのを読みとることができる。

明治初年の国の一般的な政策は急速な近代化であり、その唯一の方法は徹底した欧化政策と考えられていた。そのことを都市化に関して言えば、「欧米都市の理想像に倣うこと」に他ならなかったが、その欧米都市の理想像は、長い伝統——都市空間のパラダイムもその一部である——がつくり出し

たものであった。欧米において計画制度は、その理想的都市像を実現するための手法であった。計画の技術的・経済的・法制的諸側面にわたる総合計画は、その一つの適切な手段であった。しかし、欧米の理想的都市像とそれを実現するための手段とをパッケージで輸入することは、欧米の計画制度が日本の現実に不適合であったため失敗に終わった (Ishida, 1988)。かわって、実際の、しかし「隠れた」都市デザイナーとなったのは、全般的な都市空間形態にかかわる、技術的な諸規則であった。

市区改正期の富国強兵政策、15年戦争時代の軍事的侵略政策、第2次世界大戦後の急速で質的に貧しい国家再建政策、1960・1970年代の高度経済成長政策、これらの国の一般的政策のもとで、社会的コンセンサスであるとされてきたのは、戦前は軍事力を、戦後は経済力を強めるための、国民の努力、ある場合には忍耐であった。計画法制度は、産業や交通施設の効率的発展に役立つために設けられ、景観やアメニティを高めることは、ほとんど考慮されなかった。

これらの時代においては、都市空間形態の問題は、都市地域に起こった大規模な変化の副次的な効果であって、いくつかの例外、例えば日本の支配権力を誇示する上で都市デザインがある種の役割をはたした日本の占領地・植民地都市の1930年代の計画における例、1960 - 1970年代の大規模住宅新都市の例などを除けば、意識されない結果であった。

そのあとに続く時期は、豊かさの時代ともいわれ、新しい、従来と違った状況がもたらされた。良好な都市空間形態とは何かについてのコンセンサスは依然として存在しなかったが、社会的には「質」に関する認識が高まり、質の高さが志向されるようになった。このような状況は、質の高い都市空間形態を推進することのできる新たな計画手法、都市計画制度を必要としている。

質の問題に関する社会の一般的態度の変化が、「なぜ」良好な都市空間形態に留意するのかということへの答えであるとするれば、次は、「なにが」良好な都市空間形態か、「いかにして」それを実現す

るか、つまり、良好な都市空間形態を実現するために、いかなる都市計画手法を適用すべきか、という二つの問いに答えなければならない。

「なにが」?という問いに対して、二つの最近の主要な潮流が対照的な答えを示している。伝統や文化を重んじる潮流は、地域固有の伝統的な都市パターンを、新しい地域に根ざした伝統をつくり出す参考または出発点としようとしている。一方これに対立する潮流、それは建築の前衛的傾向を代表することが多いが、彼らは都市空間の全体改良における歴史的アプローチを信用していない。むしろ彼らは、荒廃した都市空間の「地」模様人に驚かす実験的建築をちりばめ、それを答えにしようとする。

(イ) 都市デザインのやみ鍋的状况

では、都市空間の理想像に関し不確かさが存在するもつて、最大限「なにが」を探求し、「いかにして」それを実現する方法を開発するかという問いに、「いかに」答えるべきだろうか。

ここでも「都市やみ鍋論」が有効であろう。都市やみ鍋において、良い味、すなわち良好で計画された都市空間形態を期待するためには、まず第一に、我われが都市やみ鍋に参加していること、すなわち、我われは個々の敷地を使うことを通じて、知らず知らずのうちに都市環境をつくり出していることを自覚しなければならない。第二に、都市やみ鍋パーティの参加者の間で、どのような種類の都市空間形態をつくり出そうとしているのかという点およびどのように協力するかという点について、ある程度までの了解がなければならない。「すき焼き」を考えている参加者と「汁粉」を考えている参加者がいては、それぞれが善意であってもやみ鍋料理は食べられなくなるのと同じである。

「なにが」優れた都市空間かという合意に関連して、やみ鍋料理と都市やみ鍋との間で、重要な相違がある。それは参加者の資格に関するルールとパーティの終わり方についてである。

やみ鍋料理への参加資格は、料理づくりに参加するとともに最後にはそれを一緒に食べるということである。このルールがあるために参加者は、料理をおいしいものに、あるいは少なくとも食べ

られるものにしようという目標、すなわち「なにが」を共有することにも参加することになる。しかし、都市やみ鍋の参加者、すなわち都市空間形成への参加者の中には、居住者や商店経営者のように都市空間形態の評価の視点が異なる参加者、いわば「寄せ鍋」をつくりたい参加者と「すき焼き」をやりたい参加者という違いがある他に、建築家やディベロッパー、あるいは不在不動産経営者のように、そこで生活し活動するというよりは、建築空間が耳目を集め、高く売れあるいは高く賃貸できることが目標であるというような参加者、いわば形成される都市空間形態を味わうことのない参加者がいるのである。このような場合、やみ鍋料理参加者に「なにが」を共有させた最小限の条件も存在しなくなるのである。

第二の重大な相違点は、やみ鍋料理は定まった参加者により短時間に終わるが、都市やみ鍋は長期にわたり、しばしば終わりが無い。パーティの参加者である土地所有者・借地人などは、しばしば変わり、相互の合意は簡単に効力を失う。このような都市開発、再開発において「なにが」「いかにして」の合意を自発的に形成し、それを自分達だけで維持することは大変困難なのである。

(ウ) 都市デザインと今後の都市計画制度

都市やみ鍋の状況から日本の都市空間形成を救いだし、あるいは少なくとも、味わえる都市やみ鍋とするために、すなわち、多数の零細の土地所有者が個別に土地所有の権利を保有している日本の都市状況の中で、住民参加の街づくりが進み、都市デザインの面でも一定の成果を上げることがを支援し推進するためには、日本の都市計画制度に新しいシステムを導入する必要がある。この新しい制度は、都市やみ鍋を味わうものの立場、すなわち、その都市空間で居住し、働き、営業するものの立場を保障し、支援し、その立場からみて優れた都市空間形態を「なにが」の基準とするようなシステムでなければならない。

そのためには、都市やみ鍋参加者の行動、すなわち個々の土地所有者の土地利用の権利に一定の制限を加えることが不可欠である。導入しようとする制度の基礎となるのは、「層別土地利用権」と

いう概念である⁹⁾。この概念では、都市的土地利用を三段階に区分する。すなわち、①土地利用の影響が個々の敷地の範囲にとどまり、環境へのインパクトが問題にならない程度、いわば土地所有者が個別の小鍋で料理をしている範囲。これを「基本的土地利用権」と呼ぶ。②それを超えて、相互に影響を及ぼしながら都市空間形態あるいは都市空間環境を形成する範囲、いわば都市やみ鍋の状況。これを「社会的共同土地利用権」と呼ぶ。③さらに高度利用を進め、いわば材料の量が大鍋の大きさを超えて溢れる段階。これは、本来ありえない段階で、「公共的例外的土地利用権」呼んでおこう。

このような「層別土地利用権概念」を導入することによって、土地所有は土地を個別に自由に利用できる、制約されない絶対的な権利を有するという、従来の土地所有権に関する社会的・法的概念を克服しようというのである。特に、「社会的共同土地利用権」と名付ける土地利用権の第二の範囲の概念を社会的に定着させることが、都市やみ鍋状況を乗り越え、良好な都市空間形態を実現する上で重要である。

しかし、このような概念とそれに基づく制度を導入することは、土地所有者としての地位を経済的に有効に利用しようという個人・民間企業の思惑と人間的な都市空間形態の質に対する社会的要求との、政治的な争いとなるであろう。もし、後者、すなわち都市空間の質に対する社会的要求が勝つならば、都市計画制度は本物の、市民にとって「目に見える」都市デザイナー、優れた都市空間形態の推進者となるであろう。そのようなことは可能であろうか、私たちは、「混沌」と呼ぶべき日本の都市および都市計画の状況のなかにも、将来に希望を抱かせるような先進事例をみいだすことができる¹⁰⁾。いまこそ、このような先進事例に期待を寄せ、それを一般化することに力を注ぐ必要がある。

注

1) この論文は、1991年9月にベルリンの日独センターで開かれたヨーロッパ日本学会 (EAJS) 第6回大

会で、筆者らが発表した論文を基礎に書きあらためたものである。発表論文は英文であるが、日本語への翻訳と日本語論文として必要な加筆修正は石田が行なった。

なお、発表では多数のスライドをつかったがここでは省略した。

- 2) この論文中で「都市空間形態 (Urban Built Form)」という用語は、都市の全体としての、あるいは部分としての物的状態・空間構成を指している。道路網、土地利用構成などの物的状態の平面的投影に限らず、土地の起伏、建築物の形態などの立面的構成、さらには材料・色彩・テクスチャーなども含まれるであろう。
- 3) 都市の軸をつくる大幹線街路あるいは主要環状街路、例えばパリのリュウ・ド・リヴォリ、ウィーンのリング・シュトラセなど、あるいはロンドンのグリーン・ベルト計画などは都市構成デザインの例であろう。
- 4) 現在の都市計画法では、「整備、開発および保全の方針 (整開保)」がマスタープランだといわれている。また、1992年の都市計画法改正で市町村マスタープランの制度が設けられた。しかし、都市のグランドデザインを描くというような意味でのマスタープランの制度ではない。
- 5) 日本近代都市計画史の一般的参考文献としては、共著者の一人の著書 (石田、1987a; 1987b) を参照のこと。
- 6) この論文における引用文献で、日欧両言語のテキストがあるものについては、本文末の参考文献欄ではなるべく両方を示した。本文内の引用文献表示は、参照にしたのがどちらのテキストかを示すため、日本語テキストによったものは日本語表記で、欧文テキストによったものはローマ字表記とした。
- 7) 実際は、アメリカのインセンティブ・ゾーニングとはかなり違う。アメリカ、特にサンフランシスコやニューヨークの制度については、Tani, 1988; Halpern, 1978; Smith, 1983; Appleyard et al, 1982を参照のこと。
- 8) 西ヨーロッパの現代都市計画制度、特に開発計画と開発規制に関する文献としては、R. H. W. Williams (ed) "Planning in Europe, Urban and Regional Planning" が優れている。ドイツの地区計画制度についての日本語文献としては、日笠端編『地区計画 - 都

市計画の新しい展開-』共立出版, 1981がある。

9) 「層別土地利用権」にもとづく土地利用計画制度案については、石田, 1990b: 360-373; 1992などを参照のこと。

10) 例えば、埼玉県上尾市の仲町愛宕地区では、商業地域で400%の容積率が指定されているものを、まず地区計画により容積率200%に制限している。いわばその範囲を社会的共同利用権の範囲と考え、その中で土地所有者・借地権者・借家人の参加のもと共同建て替えにより順次再開発を推進している。また、プランナー・建築設計家の努力により、都市空間形態としても優れたものになる可能性を持っている。この計画例では、個別敷地の土地利用権の範囲を限定していないが、1992年都市計画法・建築基準法改正による暫定容積率の制度を使えば、これも可能になった。その意味で、将来の都市空間形態形成のあり方を示唆している例といえる。

文 献 — 覧

- Appleyard, Donald et al
1982 *Open Space for Downtown San Francisco*. A report to the Department of City Planning, City and County of San Francisco
- 芦原義信 (Ashihara, Yoshinobu)
1986 『隠れた秩序- 21世紀の都市へ向かって』中央公論社
1989 *The Hidden Order. Tokyo through Twentieth Century*, Kodansha International
- Barnett, Jonathan
1986 *The Elusive City. Five Centuries of Design, Ambition and Miscalculation*, Harper & Row
- ブルディエ, マルク (Bourdier, Marc)
1992 『同潤会アパート原景』住まいの図書館出版局
- Dunin-Woyseth, Halina
1985 'The Hidden Urban Designer. Oppleg til et forskningsprosjekt omkring bylogivning og byform', *Byggekunst*, No.5
- 1986 *Tätigkeitsbericht über den Forschungsaufenthalt am Lehrstuhl für Städtebau und Siedlungswesen der Universität Bonn gefördert vom Deutschen Akademischen Austauschdienst*, Universität Bonn
- 1987 'The Hidden Urban Designer. Alternative system of Planning and Building Regulation/Control', *Annual Report 1986-1987*, Institute of Urban and Regional Development, University of California at Berkeley
- 1988a 'Built Form versus Urban Planning Legislation of the Last Century: Genius Loci versus International Influences' *Proceedings of the 3rd International Planning History Conference on The History of International Exchange of Planning Systems*, City Planning Inst. of Japan
- 1988b 'Den "regulerte gestalt". Lovgivningens tilsiktede og utilsiktede virkning på byformen' *Arkitektur i Norge. Aarbok 1988*
- 1990 'Quo Vadis, Urban Form? Genius Loci versus International Non-place Realm', *Proceedings of International Conference: Planning Theory, Prospects for the 1990s*. 2-5, April 1990, Oxford Polytechnic
- 同潤会 (編)
1936 『外国における敷地割類例集』同潤会
- Ekuan, Kenji (栄久庵憲司)
1990 'Emerging Landscape. Order and Aesthetics in the Information Age', *Scandinavian Design 1990 toward 2000. The challenge of Internationalization, Demand and Needs for a New Millennium*, Federation of Scandinavian Design.
- エンゲルス, F. (Engels, Friedrich)
1972 『イギリスにおける労働者階級の状態 (1)』国民文庫版、大月書店
- 藤森照信
1982 『明治の東京計画』岩波書店

- Giedion, Sigfried
 1955 太田実訳『空間 時間 建築 1, 2』丸善
 1956 *Space Time and Architecture. The Growth of New Tradition*, Harvard University Press
- Halpern, Kenneth
 1978 *Downtown USA. Urban Design in Nine American Cities*, The Architectural Press
- 石田頼房 (Ishida, Yorifusa)
 1982 *The District Planning System in Japan : Focus on its Relationship with Land Readjustment*. unpublished paper read at the International Seminar on Urban Development Policies. Nagoya
 「地区計画制度について：日本における地区計画制度と土地区画整理の結びつき」都市開発政策に関する国際セミナー（名古屋）発表論文
 1987a 『日本近代都市計画の百年』自治体研究社
 1987b 『日本近代都市計画史研究』柏書房
 1988 'Some Failures in the Transference of Western Planning System to Japan', *Proceedings of the 3rd International Planning History Conference on The History of International Exchange of Planning Systems*, City Planning Inst. of Japan
 「欧米近代都市計画の日本への移転過程における誤り」『第3回都市計画史国際会議：都市計画システムの国際交流史』日本都市計画学会
 1990a 'La forme urbaine et l'urbanisme moderne au Japon', *L'Art renouveau la Ville*. Le Comité d'Organisation de l'Exposition L'Art renouveau la Ville
 「都市空間形態と日本近代都市計画」『芸術が都市を拓く』芸術が都市を拓く展実行委員会
 1990b 『都市農業と土地利用計画』日本経済評論社
 1992 「緩和型地区的計画と土地利用計画体系の計画論的課題」『都市計画』177号, 68-73
- 石田頼房・池田孝之
 1984 『建築線計画から地区計画への展開』東京都立大学都市研究センター
- 石塚裕道 (Ishizuka, H.) & 石田頼房 (Ishida, Y.)
 1988a *TOKYO: Urban Growth and Planning 1868-1988*, Center for Urban Studies TMU
 1988b 『東京：成長と計画 1868-1988』東京都立大学都市研究センター
- 陣内秀信
 1985 『東京の空間人類学』筑摩書房
 1988 『私の東京学』日本経済評論社
- 桐敷真次郎
 1971 「天正・慶長・寛永期の江戸市街地建設における景観設計」『都市研究報告』24号
- 久米邦武
 1878 『特命全権大使米欧回覧実記』博聞社
 1979 『特命全権大使米欧回覧実記（三）』岩波文庫版
- 国吉直行
 1990 「横浜の都市デザイン」『都市計画』166号、20-23
- 越沢 明
 1988 『満州国の首都計画』日本経済評論社
 1991 『東京都市計画物語』日本経済評論社
- 内藤 淳
 1985 『横浜市における都市デザイン行政』『都市計画』134号、52-56
- 水無月洋太郎
 1937 「地区発展設計図をつくれ」『区画整理』3巻1号、43
- 西和夫 (Nishi, K.) & 穂積和夫 (Hozumi, K.)
 1983 『日本建築のかたち－生活と建築造型の歴史』彰国社
 1985 *What is Japanese Architecture*, Kodansha International
- Risebero, Bill
 1985a *The Story of Western Architecture*, The MIT Press
 1985b *Modern Architecture and Design. An Alternative History*, The MIT Press

佐藤 滋

1989 『集合住宅地の変遷』鹿島出版会

澤 誠

1985 「潤いのあるまちづくり－高山市－」『都市計画』134号、66-69

芝村篤樹

1989 『関－都市思想のバイオニア－』松籟社

Smith, Herbert H.

1983 *The Citizen's Guide to Zoning*, APA's Planners Press

鈴木栄基

1988a 「戦前における建築敷地造成土地区画整理の実態とその考察」『都市計画』151号、64-73

1988b 「槇町線計画と建築敷地造成土地区画整理」都市研究センター編『東京：成長と計画1868-1988』東京都立大都市研究センター、77-89

1993 「槇町線計画における建築敷地造成土地区画整理の適用に関する考察」『日本建築学会計画系論文報告集』449号、109-116

鈴木栄基・石田頼房

1987 「東京市区改正土地建物処分規則の成立について」『建築学会計画系論文集』376号、86-94

田中祥夫

1991 『明治前期における建築法制に関する研究－長屋・家屋建築規則の成立過程』早稲田大学学位論文

田辺淳吉

1909 「東京市区改正建築の状態と建築常識」『建築雑誌』23巻、272号

谷明彦 (Tani, Akihiko)

1988 'New Trends in City Planning. Overview of New York', *Centenary of Modern City Planning and Its Perspective*, City Planning Institute of Japan
「新たな都市計画の潮流、ニューヨーク」
『近代都市計画の百年とその未来』日本都市計画学会

玉井哲雄 (Tamai, Tetsuo)

1986 『江戸－失われた都市空間を読む－』平凡社

1990 *La tradition de l'urbanisme au Japon, L'Art renouvelle la Ville, Le Comité d'Organisation de l'Exposition L'Art renouvelle la Ville*

「日本における都市計画の伝統」『芸術が都市を拓く』芸術が都市を拓く展実行委員会

Key Words (キー・ワード)

都市空間形態 (Urban Built Form), 隠れたデザイナー (Hidden Designer),
 計画制度 (Planning System), 都市デザイン (Urban Design),
 都市やみ鍋論 (Urban Yami-Nabe Party)

URBAN BUILT FORM and THE HIDDEN URBAN DESIGNERS in JAPAN

Yorifusa ISHIDA* Halina DUNIN-WOYSETH**

* Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University

** The Oslo School of Architecture, NORWAY

Comprehensive Urban Studies, No.49, 1993 pp. 139-155

This article is based on a paper in English which read at the Sixth Conference of European Association of Japan Studies held from 16 to 19, September 1991 at the Japan-German Center in Berlin. Translation into Japanese and improvements fit for a Japanese version were done by one of the authors (Ishida).

In the last decade, the keywords 'comfortable' or 'amenity' have acquired much importance than 'efficiency', 'functionality' and 'minimum safety' in Japanese urban planning. Yet it is doubtful that Japanese urban planners can really achieve high quality urban built forms or good urban environments worthy of these new keywords.

Urban built form in the contemporary Japan is extremely heterogeneous, often in a state of chaos. Surely there are examples of high standard urban built environment such as in new towns or on large scale sites in cities, and good examples of design control by some municipalities. But even in these cities, we can easily find many examples of chaotic urban built form; blocks where so-called 'pencil buildings' stand out disorderly on every small lots, and buildings whose shapes are strictly decided by the setback regulation.

The purpose of this paper is to apply a concept conceived by one of the authors (Dunin-Woyseth) to status quo of Japanese urban design and reexamine the history of urban design in Japan. The concept is that "hidden or invisible urban designers" such as planning legislation, taxation system, citizen's lifestyles and so on, have very much affected urban form throughout history.

We discussed in this paper, from historical and international comparative viewpoints, how Japanese urban planning legislation, together with land problems, created, changed and even deformed the urban built form of Japanese cities.

In the first chapter of this paper, first we categorized urban designs for the creation of urban built form into three; namely structural or compositional urban designs, district or corner urban designs and surface urban designs. Structural urban design is defined as the design and creation of trunk road networks and major urban land uses in a city. Structural urban designs have seldom been realized in Japan because of lack of effective comprehensive plan system in Japanese planning legislation. Good urban built forms realized by urban design efforts in the last few decades are mainly those of corner urban designs at small sites or surface urban designs for design of building-frontages and street pavements.

And we explained briefly our concept of 'the hidden urban designer' in Japanese context for further discussion.

In the second chapter we briefly described the history of Japanese urban design from above

mentioned viewpoints.

We find that in the history of Japanese urban planning, good urban built forms of fairly large scale have been realized only : (a) on exceptionally large vacant sites which were formerly occupied by large facilities such as big factories, urban service plants or army bases, etc. (b) at new towns such as Tama New Town where whole areas of land were acquired compulsorily. (c) in cases of reconstructions after serious disease such as Tokyo by air raids and Hiroshima City by Atomic-bomb during the Second World War and (d) in exceptional cases concerning 'Royal matters'.

In legislating and enforcing town planning systems, there were and still are remarkable difference in the background of planning between Japan and western countries, notably the land problems, including high land prices, small size lots and ownerships, and the absolute and dominant power of landownership. Even planning laws have been legislated and changed under the influence of the land problems. We discussed in detail about this point taking up two planning methods introduced by the 1919 Town Planning Act, namely 'Kenchiku-shikichi-zosei Kukaku-seiri (excess condemnation)' and 'Kukaku-seiri (land readjustment)' as examples. We believe that in Japan urban planning legislation, together with urban land problems, have been acting typically and powerfully the role of the hidden urban designers.

In the third chapter we concentrated the discussion on urban design in a new age ; the information age where, according to Kenji Ekuan, as there is no limitation with regard to physical and economic side of building process, the creation of any shape is possible and at the same time the possibility of falling into a mere confusion of variety of forms increases. We discussed urban design in the information age in common Japanese cities under weak planning and building control suggesting a new concept of urban 'Yaminabe' against famous 'Makunouchi Bento' concept in landscape design by Kenji Ekuan. We believe a situation where every owner of individual site, sharing urban environment with owners of neighbouring sites and knowing nothing about land use and building plans of neighbouring sites, elaborate his plan for the 'best' use of his own site is nothing but 'Yaminabe' party in which every member can not assure what kind of materials and seasonings would be thrown into the stew pan by other members. The 'best' use of individual sites, which in Japanese sense often means the highest utilization of land, make serious and harmful influence on neighbouring environment and townscape and it will inevitably return and have a ill effect on residential environment and amenity of individual site.

In order to enjoy a urban Yaminabe party and to expect good taste i. e. good urban built environment, first we need to aware that we are joining the urban Yaminabe party, unconsciously molding urban environment through using own building site. Second, we, members of urban Yaminabe party, need to have a mutual agreement about what kind of urban built environment we wish to create and about the way of cooperation for to do so.